

社会福祉法人 長岡メンタルヘルス協会

(就労移行支援・就労継続支援B型)

「創造工房コスモス」運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人長岡メンタルヘルス協会が設置する創造工房コスモス（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 事業所において実施する法に基づく就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上に必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて就労移行支援計画又は就労継続支援B型計画（以下「就労移行支援計画等」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労移行支援又は就労継続支援B型（以下「就労移行支援等」という。）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労移行支援等を提供する。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 前2項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 創造工房コスモス  
(2) 所在地 新潟県長岡市与板町与板乙5954番3

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1人  
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1人  
サービス管理責任者は、就労移行支援計画等の作成に関する業務を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 調理員 1人  
調理員は、利用者に提供する食事の調理及びそれに関連する業務を行う
- 2 前項のほか、指定就労移行支援に係る従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 就労支援員 1人  
就労支援員は、就労移行支援計画に基づき、一般就労に向けて事業所内や企業における作業や職場実習の支援を行う。また、利用者の適正にあった職場探しや関係機関との調整、就職後の職場定着支援を行う。
- (2) 職業指導員 1人

職業指導員は、就労移行支援計画に基づき、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上等のための支援を行う。

(3) 生活支援員 1人

生活支援員は、就労移行支援計画に基づき、日常生活上の支援・相談等を行う。

3 第1項のほか、指定就労継続支援B型に係る従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職業指導員 2人以上 職務内容は第4条2(2)に同じ。
- (2) 生活支援員 1人以上 職務内容は第4条2(3)に同じ。
- (3) 目標工賃達成指導員 1人

目標工賃達成指導員は、当事業所が目標として定めた工賃を達成できるよう、またより工賃向上に資することができるよう、事業所従事者の意識向上および具体的実践を行う中核的な役割を 担いつつ適切な支援を行う。

**(営業日及び営業時間)**

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、通常の営業日以外の土日祝日については、業務及び活動等の事由により営業する場合がある。

(2) 休業日

国民の祝日及び、8月13日から16日、12月29日から1月3日の間は休業。その他管理者が必要と判断した日。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時00分から午後3時30分までとする。

**(利用定員)**

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 指定就労移行支援 3人
- (2) 指定就労継続支援B型 22人

**(指定就労移行支援等の内容)**

第7条 事業所で行う指定就労移行支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労移行支援計画の作成
- (2) 生産活動その他の活動の機会の提供
- (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (4) 適性にあった職場開拓、それに伴う関係機関との連絡調整
- (5) 職場実習、施設外就労、施設外支援の実施
- (6) 求職活動の支援及び求人の開拓
- (7) 職場定着支援
- (8) 関係機関との連絡調整
- (9) 健康管理
- (10) 食事の提供
- (11) 相談及び助言等

2 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 生産活動その他の活動の機会の提供
- (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (4) 適性にあった職場開拓、それに伴う関係機関との連絡調整
- (5) 職場実習、施設外就労、施設外支援の実施
- (6) 求職活動の支援及び求人の開拓

- (7) 職場定着支援
- (8) 他の利用者や地域との交流、集団活動への参加
- (9) 関係機関との連絡調整
- (10) 健康管理
- (11) 食事の提供
- (12) 相談及び助言等

#### (支給決定障害者から受領する費用の額等)

- 第8条 指定就労移行支援等を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労移行支援等に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定就労移行支援等を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項の支払いを受ける額のほか、指定就労移行支援等において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。
- (1) 食事の提供に要する費用 1食につき300円（食材料費）
  - (2) 自治会費 1月につきひとり500円
  - (3) 生産活動を行う上でかかる費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの 実費
  - (4) レクリエーションや行事、旅行等を行う上でかかる費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの 実費
  - (5) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの 実費
- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長岡市とする。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所の規則等を守り、他の利用者に対して迷惑行為等を行わない。

#### (緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に指定就労移行支援等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

#### (非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

#### (事業の主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所において指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

精神障害者、知的障害者

### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

### (秘密保持等)

第15条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

### (苦情解決)

第16条 提供した指定就労移行支援等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

### (その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 繼続研修 年2回

2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 利用者に対する指定就労移行支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労移行支援等を提供した日から5年間保存する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日変更) 第4条 従事者の職種、員数

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日変更) 第6条 利用定員

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月1日変更) 第4条 従事者の職種、員数 第6条 利用定員

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

(日中一時支援事業)

「創造工房コスモス」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長岡メンタルヘルス協会が設置する創造工房コスモス（以下「事業所」という。）において実施する長岡市地域生活支援事業における日中一時支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の利用者に対し、適正な日中一時支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の日中における生産活動等の場を確保するとともに、利用者を日常的に支援する家族の一時的な休息を図ることを目的とする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って日中一時支援の提供を行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 創造工房コスモス
- (2) 所在地 新潟県長岡市与板町与板乙5954番3

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
  - (2) サービス管理責任者 1人  
サービス管理責任者は、就労移行支援計画等の作成に関する業務を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
  - (3) 調理員 1人  
調理員は、利用者に提供する食事の調理及びそれに関連する業務を行う
- 2 前項のほか、指定就労移行支援に係る従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 就労支援員 1人  
就労支援員は、就労移行支援計画に基づき、一般就労に向けて事業所内や企業における作業や職場実習の支援を行う。また、利用者の適正にあつた職場探しや関係機関との調整、就職後の職場定着支援を行う。
  - (2) 職業指導員 1人  
職業指導員は、就労移行支援計画に基づき、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上等のための支援を行う。
  - (3) 生活支援員 1人  
生活支援員は、就労移行支援計画に基づき、日常生活上の支援・相談等を行う。
- 3 第1項のほか、指定就労継続支援B型に係る従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 職業指導員 2人以上 職務内容は第4条2(2)に同じ。
  - (2) 生活支援員 1人以上 職務内容は第4条2(3)に同じ。
  - (3) 目標工賃達成指導員 1人  
目標工賃達成指導員は、当事業所が目標として定めた工賃を達成できるよう、またより工賃向上に資することができるよう、事業所従事者の意識向上および具体的実践を行う中核的な役割を 担いつつ適切な支援を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

#### (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び、8月13日から16日、12月29日から1月3日まで、その他管理者が必要と判断した日を除く。

また、土日祝日の一部は業務及び活動等の事由により営業する場合がある。

#### (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (利用定員)

第6条 日中一時支援の利用定員は、4人とする。

### (日中一時支援の内容)

第7条 事業所で日中一時支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生産活動その他の活動の機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) 他の利用者や地域との交流、集団活動への参加
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 健康管理
- (6) 食事の提供
- (7) 相談及び助言等

### (利用者から受領する費用の額等)

第8条 日中一時支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該利用者の負担上限額の範囲内における利用者負担額のほか、日中一時支援において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1食につき300円
  - (2) 自治会費 1月につきひとり500円
  - (3) 生産活動を行う上でかかる費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費
  - (4) レクリエーションや行事、旅行等を行う上でかかる費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費
  - (5) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費
- 2 事業所は、代理受領を行わない場合は利用者から長岡市地域生活支援事業に関する条例から算出される費用の額の支払いを受けられるものとする。
- 3 前2項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。
- 4 前項までに定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長岡市とする。

### (サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所の規則等を守り、他の利用者に対して迷惑行為等を行わない。

### (緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

### (非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

### (事業の主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所において日中一時支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

精神障害者、知的障害者、障がい児

### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

### (秘密保持等)

第15条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

### (苦情解決)

第16条 提供した日中一時支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

### (その他運営に関する重要事項)

第17条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 繼続研修 年2回

2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 利用者に対する日中一時支援の提供に関する諸記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から5年間保存する。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長岡メンタルヘルス協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日変更) 第4条 従事者の職種、員数

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月1日変更) 第4条 従事者の職種、員数

この規定は、令和5年5月1日から施行する。